旧

(部会)

第3条

2 児童福祉専門分科会に、児童福祉法(昭和22年法律第164 号) 第27条第6項の規定による措置、同法第33条の6の2第 1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請 求、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条の規定 による里親の認定に関する事項の審査、児童福祉法第33条の1 5の規定による被措置児童等虐待に関する事例、児童虐待の防止 等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項の規定 による事例の分析等、児童虐待防止対策支援事業の実施について (平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長通知)に基づく児童相談所の運営に関する評 価等、児童福祉法第34条の15第4項の規定による家庭的保育 事業等の認可、同法35条第6項の規定による保育所の認可及び 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関 する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によ る幼保連携型認定こども園の認可の際の意見聴取を行うため、同 表の左欄に掲げる審査部会及び検証部会を置く。

新

(部会)

第3条

2 児童福祉専門分科会に、児童福祉法(昭和22年法律第164 号)第27条第6項の規定による措置、同法第33条の6の2第 1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請 求、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条の規定 による里親の認定に関する事項の審査、児童福祉法第33条の1 5の規定による被措置児童等虐待に関する事例、児童虐待の防止 等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項の規定 による事例の分析等、児童福祉法第12条第7項及び児童虐待防 止対策支援事業の実施について(平成17年5月2日雇児発第0 502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づ く児童相談所の運営に関する評価等、児童福祉法第11条第1項 第2号リの規定による児童の権利の養護に係る環境の整備、児童 福祉法第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認 可、同法35条第6項の規定による保育所の認可及び就学前の子 どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 成18年法律第77号) 第17条第3項の規定による幼保連携型 認定こども園の認可の際の意見聴取を行うため、同表の左欄に掲 げる審査部会及び<mark>検証部会等</mark>を置く。

旧		新	
部 会 名	審議する事項	部 会 名	審議する事項
児童措置審査部会	(1)児童福祉法第27条第6項に規定	児童措置審査部会	(1) 児童福祉法第27条第6項に規定
	する措置に関すること。		する措置に関すること。
	(2)児童福祉法第33条の6の2第1項		(2)児童福祉法第33条の6の2第1項
	による児童相談所長の申立てによる特別		による児童相談所長の申立てによる特別
	養子適格の確認の請求に関すること。		養子適格の確認の請求に関すること。
里親審査部会	里親の認定に関すること。	里親審査部会	里親の認定に関すること。
子ども虐待検証部会	(1) 児童虐待の防止等に関する法律に	子ども虐待検証部会	(1) 児童虐待の防止等に関する法律に
	基づく児童虐待を受けた児童がその心身		基づく児童虐待を受けた児童がその心身
	に著しく重大な被害を受けた事例の分析、		に著しく重大な被害を受けた事例の分析、
	検証等に関すること。		検証等に関すること。
	(2) 児童福祉法に基づく被措置児童等		(2) 児童福祉法に基づく被措置児童等
	虐待に関すること。		虐待に関すること。
	(3) 児童相談所の運営に関する評価及び		(3) 児童相談所の運営に関する評価及び
	検証に関すること。		検証に関すること。
幼保連携型認定こど	(1) 家庭的保育事業等の認可に関するこ	子ども権利擁護部会	児童福祉法第11条第1項第2号リに規
も園等認可審査部会	と。		定する児童の意見又は意向に関する調査
	(2) 保育所の認可に関すること。		審議に関すること。
	(3)幼保連携型認定こども園の認可に関	幼保連携型認定こど	(1) 家庭的保育事業等の認可に関するこ
	すること。	も園等認可審査部会	と。
			(2) 保育所の認可に関すること。
			(3) 幼保連携型認定こども園の認可に関
			すること。

